

## 議事録 兼 報告書

会議名称	伊那市上下水道事業運営審議会
日時	平成28年2月25日(木) 18:30~20:10
場所	伊那市役所 庁議室
議事内容	
<p>1 開会のことば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副会長</li> </ul> <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長</li> </ul> <p>3 会議事項</p> <p>(1) 水道事業および下水道事業経営健全化計画の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料により、事務局説明</li> <li>・質疑討論</li> </ul> <p>(委員) 有収率が多くなっているというのはどういうことか。水道水は出るんだけども各家庭で実際に使われる水が少なかったということか。</p> <p>(事務局) 有収率というのは、配水池から配水した水の量に対してお金になった水の割合を表すものです。伊那市は、同規模の自治体と比べると低い方で、段々上がってきてはいますが、まだ80%という状況です。20%の水が、配水はしているけれども漏水等でお金になっていないということで、有収率をもっと高くしていきたいと考えています。</p> <p>(委員) 検針票の裏面に、一か月に一回は漏水検査をしてください、と書いてあったと思うが、こういったようなことで効果があったということか。他に手段はないのか。</p> <p>(事務局) 各家庭で検査を、というのは、水を使用していない時にメーターボックスの中のパイロットが回っているか見ていただく事で、漏水等により使っていない水のお金まで払っていないかどうかを確認することができます。ここでいう有収率というのは、メーターの後ではなく前の方、水道料金にはならないところで水が漏れてしまっている状況を示しており、その辺りを何とかしたいということです。漏水を見つける方法としては、業者をお願いしたり、職員が音を聞いたりという方法で調査をしています。</p> <p>(委員) 資産の有効活用の中で「そのままの状態では買い手や借り手が付きにくい物件」とあるが、具体的にはどんなものがあるか。</p> <p>(事務局) 水道施設は特殊な施設で、水が湧いている場所だったりするので、有効利用が難しく、未使用用地等の処分が進まない状況です。</p> <p>(委員) 水道事業も下水道事業も黒字が見込まれるということだが、最近の記事を見ると、大多数が赤字で収入が30%くらい落ちてきて、値上げをするところが多い、という状況のようである。伊那市も黒字は減っているということか。</p> <p>(事務局) 水道事業はずっと黒字を出してきていて、昨年だけ会計基準の見直しがあって特別損失が出たので赤字になりました。黒字赤字というのは収益的収支のことで、設備投</p>	

資の分を含めませんが、水道事業は設備投資をする財源を負担するのに苦しくなってきたという状況です。下水道事業は平成19年度に企業会計化してからずっと赤字でした。25年度に初めて黒字となりましたが、また昨年、水道と同様の理由で赤字になりました。27年度は再び黒字になるという状況であります。

(2) 水道料金及び下水道使用料等の料金改定について〔基本的な考え方等〕

- ・資料により、事務局説明
- ・質疑討論

(委員) 水道事業の資料に載っている収支計画は、値上げを見込んだものか。

(事務局) 値上げを見込む前のものになります。見込む前の状況でいくら足りないか、というところから、料金改定を計算します。

(委員) 伊那市の水は他の地域と比べてどうなのか。差別化できるのであれば、消費が伸びる要素があると思うが。この辺はもみじ湖の水で味が均一でメリットがないとか、あるところでは地下からの水を汲みに来ていたりとか、そういった品質的にどうなのか。水の消費を考えた時に各自治体ではそういった観点でとらえることはないのか。

(事務局) ミネラルやカルシウムが豊富など、地下水で特徴のある水源は伊那市にもありますが、水道水としての扱いとなると、塩素を入れるなどの処理をしなければなりません。市によっては水道水をペットボトルに入れて作っているところもありますが、PRに使う程度で、商品価値としての水道水というのはなかなか難しい部分があります。東京都では高度処理をして東京の水として売っていますが、例外はそのくらいだと認識していて、ミネラルウォーターのようなペットボトルの清涼飲料水と同等の扱いは厳しいかと思います。

(事務局) 水道部としても何もせずただ減るのを見ているだけではまずいと考えており、水道の水を飲んでいただきたいということで、市役所の1階と5階に置いてある水道直結型の冷水器にキャッチフリーズを付けたり、来年度予算で、キャッチフリーズやイメージキャラクターを付けた水道直結型冷水器を付けていただける所に設置補助をしていくなど、出来る事はやっていきたいと考えています。

(委員) この地域は箕輪ダムから取っているのがほとんどかと思うが。特別伊那市だけというのがあるのか。塩素を入れる装置が伊那市だけとか。そういうことがなければ、箕輪ダムから水を取っている区域全体で取り組むことになると思う。

(委員) 下水道の健全化計画の中の収入の確保という中で、職員が臨戸訪問などして水洗化率が86%となっているが、一番ネックになっていることは何か。

(事務局) 条例では下水道の整備ができて供用開始してから3年以内に接続しなさいとなっていて、行政の立場としては条例通り接続していただきたいわけですが、実際には、高齢者のみの世帯とか、収入が少ないとかいう事情があります。一番多いのは収入が少なく、工事費が苦しいといったことです。そのようなところは、延長申請という制度があって、基準が税金と同じような考えで、150万円より低いところは状況が改善するまで繋がなくてもいいですよとしています。そういう事情もお聞きしながら、早く接続してくださいとお願いしています。

(委員) 公共、特環、農集とかかる経費は違うと思うが、その辺は。高遠が一番高いと思うが。

(事務局) 受益者負担金のお話かと思いますが、公共下水道は高遠が55万円、農集も旧伊那市では処理区ごとに異なりますが、一番高いのは高遠で、55万円に消費税が加算されます。一番低いのが長谷の農集で、30万円に消費税となっていてかなりの差があります。

(委員) 福島や美篁の辺りなど、最近やっている所は。

(事務局) 公共下水道になりますが、一平方メートルあたり600円の面積割になっています。宅地の大きい家も多い地域なので、50万円を超える方も出てきます。少ない方は10万程度になります。接続はまた受益者負担金とは別の話で、受益者負担金は整備が終わった翌年から5年払いで賦課し、払っていただけない方は滞納処分までしながらやっています。それとは別に接続の指導は行っていますが、受益者負担金を払った人でも接続していない方はいます。

(委員) 水道料金の資料の「有収率と有収水量」のところに「主な原因は水道管等からの漏水で、特に宅内の給水管の漏水が大半」とあるが、先程の漏水の説明からするとメーターを通ればそれだけ収入になるので関係ないのではないか。

(事務局) メーターから家側で漏水している方は、自分で直さない限り料金をいただきますが、地中で漏れていて原因がわからなかった場合に限り、漏水の認定をして一部お返ししています。ただ、本管から宅地内のメーターまでの間で漏水しているケースもかなりあり、家の中で水さえ出ればわからないので、そのような所を重点的に潰していきたいと考えています。メーターが道路から遠いケースもあるので、そのような場合は道路から1メートル以内にメーターを移すことを条件に、市で直す対応も行っています。

(委員) 「平成31年度までに88%まで有収率を向上させます」とあるが、具体的にどんな方策を講じようとしているのか。

(事務局) 先程のとおり、専門業者に委託したり、職員が音を聞いて見つけるというのも継続して行いますが、もう一つ、検針を民間委託で行っていますが、検針の時にメーターの上に置くと音を感知する機械というのが出てきていて、それを利用する方法も10月から取り入れたいと考えています。今までのやり方よりも数がたくさん調査できるので、5年間の委託期間で伊那市全体を一周以上調査できると考えています。

(委員) 未収金の削減で「滞納整理マニュアルに基づき悪質な滞納者には厳格に対処し」とあるが、悪質の定義は。大口とはまた違うと思うが、最近悪質だったというケースはどんなものがあったのか。

(事務局) 下水道を例にすると、下水道は税金と同じ性格の使用料になります。強制的に差し押さえが出来ますし、5年間で時効となります。やはり税金と同様ですが、納められるのに納めない方を悪質と考えます。収入があって分納の約束をしたのに守ってもらえない、といったところには、公平性ということもありますので差し押さえをしていくようにしております。納める資力がないという方も中にはおりますので、そのよう

な方に対しては税金同様に、執行停止で請求しない、それから状況が変わらなければ不納欠損ということにしています。

(委員)「今後の下水道使用料体系の方向性について」の中で「下水道使用料算定の基本的考え方(日本下水道協会)に準じたものとします」とあるが、具体的にはどんなものか。言葉としてくるものか。

(事務局)大筋では、総括原価の考え方に基づき、必要な経費から、使用料以外の収入を除いたものを回収していくということで、必要な経費の中には資産維持費も見込んでいます。下水道では「基本的考え方」、水道では「算定要領」と、それぞれ所管省庁が異なるので若干表現の違いはありますが、ほぼ同じ考え方で、それぞれ冊子で示されています。

### (3) 簡易水道事業の地方公営企業法の適用について

- ・資料により、事務局説明
- ・質疑討論

なし

### (4) その他

(委員)水道事業も人口が減り、ますます使用料も減って大変になる中で、将来的には広域合併をして経費を削減しなければやっていけないのでは、ということも考えられるのか。

(事務局)現在、長野県で水道ビジョンというのを制定して取り組む中で、圏域ごとに広域化、ということもうたわれていて、ブロックごとに検討をしてはどうかと提案をされています。ここですと上伊那広域8市町村ということになりますが、各市町村の事業体がバラバラですので、どこから手を付けるかという点で難しい部分があります。今後そういった方向には進んでいくと思います。

(委員)水道事業は初期投資が必要で借金がたくさんあり、単年で少し黒字が出てもなかなか借金が減っていかない状況となっている。国の方針で交付税をたくさんくれればよいが、現状では一般財源から補てんしてもらおうか、料金を値上げしかないのでは、と個人的に感じる。

## 4 その他

(事務局)次回の会議は、7月頃の開催を予定しています。会議事項は、料金改定の諮問をさせていただきたいと思います。その他、27年度決算状況、28年度予算概要、経営健全化計画の進捗状況等についてご説明をしたいと思います。12月議会に条例改正を提案して周知期間を設けていきたいと考えていますので、9月末頃までに答申を、と事務局では考えております。委員さんの様子で、それまでに何回会議を開催したらよいかということで、苦しい状況ですが、継続的な安定した経営が出来るようにご協力をよろしくお願いいたします。

## 5 閉会のことば

- ・副会長

以上